

令和 8 年 3 月 13 日
文 部 科 学 省
高等教育局私学部私学行政課

私立学校法施行規則等の一部改正に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）」、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成 19 年文部科学省告示第 41 号）」及び「大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成 19 年文部科学省告示第 42 号）」並びに「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成 6 年文部省告示第 117 号）」の改正について、令和 7 年 12 月 19 日から令和 8 年 1 月 18 日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 7 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 子法人の定義について	<p>「財務上」「事実上」の関係性によって「子法人」から除外するとあるが、どの程度の関係性が有るか基準が無く、また 誰が判断するのかの規定も示されておらず、国による恣意的な 寄付や意思決定への介入が起きる恐れがあるため、この変更は削るべきではないか。</p> <p>子法人の定義の見直しについて、その趣旨を明確にお示しいただきたい。また、私学法施行規則に定める形式的な要件を満たしているにも関わらず、「支配していない」と判断するに当たっては、恣意性が介入する余地があると考えられ、具体的に、どのような場合に「支配していない」と認めることができるのか、考え方を示しいただきたい。</p> <p>「財務上又は事業場の関係からみて当該学校法人がその法人の経営を支配していない」とするのは、子法人の定義を縮小することにはほかならず、2025年4月1日に当該規則を施行してからわずか1年で変更すべきではないのではないのか。</p>	<p>「財務」や「事業」について、学校法人がその経営を支配していないことが明らかである法人については、評議員の選任や計算書類への注記において「子法人」に該当する必要性が実態上大きくないため、子法人から、「財務上又は事業上の関係からみて当該学校法人がその法人の経営を支配していないことが明らかであると認められるものを除く」としたところです。なお、「子法人」から除外されることを想定している法人類型の例については、施行通知等において示す予定です。</p>
2. 定員充足率7割を上回ることの基準について	<p>定員未充足であっても財政的には運営できている事例も多くあり、直ちに教育体制が維持できないということにはならない。今回の改正は、大学の自主的な改革の道をせばめ、閉ざすものであることから、反対である。</p> <p>また、同基準の例外として、該当する組織の「廃止」を条件とし縮小へ誘導するのは、行き過ぎた行政介入ではないか。</p> <p>そもそも、特定の学部等が収容定員未充足であることをもって、他の学部の改革ができないことは不合理であり、当該基準を設けること自体廃止すべきではないか。</p>	<p>学校法人の運営に当たっては、安定的・継続的な教育研究活動を行う必要があることに加え、特に学部等の設置には多額の資金を伴います。</p> <p>収容定員未充足等を要因として大学の運営等が困難になり、学生が不利益を被ることがないように、学生保護の観点からも、収容定員未充足の状態を改善した上で、安定した財務基盤の下で設置計画を確実に履行していただくことが重要であると考えため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、これまではスクラップアンドビルドによる新設組織の設置をする場合、申請する年度の4月1日時点で学生募集を停止していれば定員未充足であっても確認対象としないこととしておりました</p>

		<p>が、本改正により廃止をする計画があり、学校法人が設置する大学等かつ廃止する計画がある学部等の収容定員の範囲内で新設組織を設置する場合には、新設組織の開学と同時に旧組織の学生募集停止をすることが可能となることや、別途、学校教育法施行令を一部改正し、一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設（令和8年4月1日施行）等の取組を行っており、私立大学の自主的な改組転換等を妨げるものとは考えておりません。</p>
<p>3. 財政基準の厳格化について</p>	<p>① 財政状況のある程度審査する必要はあるとしても、画一的に「開設年度の4年前から一度も経常収支差額がマイナスとなっていないこと、かつ、申請年度において運用資産が外部負債を上回っていること」を要件とすることには反対。経常収支差額が一時的な要因でわずかにマイナスとなることは生じうることであり、機械的に過ぎるのではないかと。外部から資金を借り入れて再生していく可能性を閉ざすことになりかねない。</p> <p>② 学校法人会計基準における経常収支差額について、有形固定資産を取得するための施設設備補助金、施設設備寄付金などは特別収入として収益から除外されている一方で、減価償却額、図書や備品の廃棄損など有形固定資産などの支出は、教育活動支出に計上されており、特別収入が多い大学法人も少なくはないことから、経常収支差額を重視し、基準とすることは止めるべきではないかと。</p> <p>③ 「経営状況を判断する指標」を審査項目に追加しているが、内容がまったく不明であり、どのような指標かも示さぬまま規程改正を行うべきではないのではないかと。今後、「経営状況を判断する指標」を</p>	<p>①今般の改正内容は、「開設年度の4年前の年度から申請年度までの各年度のいずれかの年度において経常収支差額が零以上、又は、申請年度において、運用資産が外部負債を上回っていること」となります。</p> <p>②安定した財務基盤の下で設置計画を確実に履行していただくために、経常収支差額により、経常的な収支バランスや支出超過の状況が常態化していないかに加え、財務の状況を総合的に確認することが重要であると考えております。</p> <p>③「経営状況を判断する指標」は、各学校法人の状況に応じて学校法人自ら設定いただく指標となります。各学校法人の財務の状況を踏まえた分析の基、大学等の開設年度から完成年度までの各年度における資金収支分析や学校法人の適正な運営を確保するための対応策等を示していただくこととなります。急激な少子化を見据え、自法人の経営状況を認識した上で、設置計画通りに履行できない場合の対応策を考慮しておくことが重要であると考えております。</p>

	<p>何らか策定しようというのであれば、会計学の専門家を含む有識者によって、開かれた審議を行うよう求める。</p>	<p>以上のことから、原案のままとさせていただきます。</p>
<p>4. その他</p>	<p>今般の改正は、中央教育審議会「我が国の『知の総和』向上の未来像……高等教育システムの再構築（答申）」（2025年2月21日）が「規模の適正化」と称して打ち出した私立大学を選別・淘汰していく方針や、それを受けて十分な審議もなしにまとめられた「社会とともに歩む私立大学の変革への支援強化パッケージ……2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 中間まとめ（2025年8月29日）」に基づく、私立大学を淘汰するための施策である。すなわち、定員割れをきたしている私立大学が自主的に改組転換等を行って困難の打開をはかる可能性を遮断し、撤退の方向にさらに追い込むものであり、強く反対するとともに撤回を求める。</p>	<p>学校法人の運営に当たっては、安定的・継続的な教育研究活動を行う必要があることに加え、特に学部等の設置には多額の資金を伴います。</p> <p>収容定員未充足等を要因として大学の運営等が困難になり、学生が不利益を被ることがないように、学生保護の観点からも、収容定員未充足の状態を改善した上で、安定した財務基盤の下で設置計画を確実に履行していただくことが重要であると考えため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、別途、学校教育法施行令を一部改正し、一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設（令和8年4月</p>

	<p>18歳人口の減少、それに起因する定員未充足は、個々の私立大学に責任があるわけではない。国からの補助もわずかななかで最大限の努力をし、教育機会の保障などの役割を果たしている私立大学を国が淘汰することは許されない。教育基本法8条は「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」と定めている。この大原則にもとづき、国は、淘汰政策を止めて、私立大学の自主性を尊重し、高等教育の多様性や機会均等の維持向上に多大な役割を果たしている小規模校を含め、私立大学の振興を図るよう強く求めるものである。</p>	<p>1日施行)等の取組を行っており、私立大学の自主的な改組転換等を妨げるものとは考えておりません。</p>
<p>「すべて」を「全て」とすべきではないか。</p>		<p>本告示においては、常用漢字表が平成22年11月に改定される以前より「すべて」と規定しているため、今回の改正においても「すべて」と規定することとしたことから、原案のままとさせていただきます。</p>